

行政処分の事例について

区分	行政処分	事件の概要
医師法違反	医業停止10月	医師免許を受けていないA子と共謀の上、A子において、平成〇年〇月〇日ころから同年〇月〇日ころまでの間、患者数名に対し前後数回にわたり、その背部等に薬液を注射するなどの医行為をなし、もって医業をなしたものであり、懲役1年2月、執行猶予3年の刑に処せられた。
その他の身分法違反 (診療放射線技師法違反)	医業停止6月	准看護師であるA子、B子、C子と共謀の上、医師、歯科医師、診療放射線技師の各免許を受けていない同人らにおいて、医師である当人の指示のもとに、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間、数回にわたり、レントゲン撮影装置等を使用し、患者数名の頭部等に放射線であるエックス線を照射して合計〇〇〇枚のエックス線写真を撮影し、もって、放射線を人体に照射することを業としたものであり、罰金20万円の刑に処せられた。
麻薬及び向精神薬取締法違反	医業停止3年	〇〇市内路上に駐車中の車内において、A子に対し、向精神薬であるトリアゾラムを含有する睡眠導入剤10錠を無償で譲り渡したもので、懲役2年6月、執行猶予5年の刑に処せられた。
覚せい剤取締法違反	医業停止2年	〇〇市内の路上において、A男及びB子から覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩の結晶及び結晶性粉末約〇グラムを代金〇〇万円で譲り受けたものであり、懲役1年6月、執行猶予3年の刑に処せられた。
大麻取締法違反	医業停止2年	大麻を含有する樹脂状固形物数グラムを所持したものであり、懲役10月、執行猶予3年の刑に処せられた。
傷害	医業停止5月	①〇〇市内のホテル前路上において、同ホテル従業員に対し暴行を加え罰金3万円の刑に処せられ、②タクシーを損壊し、レストランの従業員に暴行を加え約10日間の通院を要する左大腿部皮下出血等の傷害を負わせ、〇〇駅の駅員に対し暴行を加え、懲役8月、執行猶予2年の刑に処せられ、③図書館においてA子に暴行を加え、〇〇警察の警部に対し暴行を加え公務の執行を妨害するとともに、加療約1週間を要する右肘部打撲擦過傷の傷害を負わせ、懲役1年、執行猶予4年の刑に処せられた。

区 分	行政処分	事 件 の 概 要
業務上過失致死 (医療事故)	医業停止1年	平成〇年〇月〇日、入院患者Aに対し、大腸内視鏡検査のための腸内洗浄を行うため、鼻腔から胃内部に向けてサンプルチューブの挿入を行う際、サンプルチューブを気管内に誤入したまま、漫然看護師B子が同サンプルチューブを通して洗浄液を同患者の気管支内に注入投与させた過失により、同患者に肺水腫の傷害を負わせ、同月〇日午後〇時ころ、同患者を前記傷害に基づく呼吸不全により死亡するに至らせたものであり、罰金50万円の刑に処せられた。
業務上過失致死 (車 両)	医業停止6月	普通乗用自動車を運転し、〇〇市内の道路を進行していたが、三差路交差点を急遽左折しようと思い立って左折を始めたことから、左折方向の前方左右を注視することなく、横断歩道付近を横断する自転車等の有無及びその安全を確認しないまま、漫然時速約〇キロメートルで左折進行した過失により、同横断歩道を横断していたA子運転の自転車に気付かず、同自転車右側に自車前部を衝突させ、A子を同自転車もろとも転倒させ、自車の車底部で轢過し、よって、A子に胸部重圧による全肺気胸等の傷害を負わせ、死亡するに至らせて、禁固8月、執行猶予4年の刑に処せられた。
猥 せ つ	医業停止1年6月	平成〇年〇月〇日、〇〇県内のマンションにおいて、Aが18歳未満でもかまわないとして、同児童に対し、現金〇万円の対償を供与する約束をして性交し、平成〇年〇月〇日、前記マンションにおいて、Bが18歳に満たない児童であることを知りながら、同児童に対し、現金〇万円の対償を供与する約束をして性交し、平成〇年〇月ごろ、前記マンションにおいて、Cが18歳に満たない児童であることを知りながら、同児童に対し現金の対償を供与する約束をして性交し、児童買春をしたものであり、懲役1年6月、執行猶予6月の刑に処せられた。
収 賄	医業停止3年	義肢装具士として義肢や装具を制作し、販売をしていた者から、当人が勤務する公立病院に独占的に参入するに当たり、種々便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び将来も同様の取り計らいを得たい趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、前後数回にわたり、当人名義の銀行口座に、現金合計〇〇〇万円の振込入金を受け、もって、それぞれ自己の職務に関して賄賂を收受したものであり、懲役2年、執行猶予3年、追徴金〇〇〇万円の刑に処せられた。

区 分	行政処分	事 件 の 概 要
詐 欺	医業停止3年	A男ほか数名と共謀の上、損害保険会社に虚偽の診療報酬請求をして金銭を騙し取ろうと企て、上記A男ら数名は交通事故によって受傷した事実はなく、かつ、診療を行った事実もないのに、交通事故で受傷した上記数名の診療をしたように装い、平成〇年〇月〇日ころから同年〇月〇日ころまでの間、前後数回にわたり、内容虚偽の診療報酬明細書を作成し、同保険会社に請求し、当人名義の口座に〇〇万円を振込入金させ、これを騙し取ったものであり、懲役2年、執行猶予3年の刑に処せられた。
文 書 偽 造	医業停止3月	A子及びB子と共謀の上、B子が自己の自動車運転免許証の更新手続を失念し、同免許証が失効したことから、虚偽の診断書を自動車運転免許試験場に提出して運転免許試験の一部免除によって運転免許証を取得しようとして、平成〇年〇月〇日ころ、〇〇医院において、B子が同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間、切迫流産により同医院に入院した旨の虚偽の診断書1通を当人が作成した上、同年〇月〇日、〇〇警察〇〇自動車運転免許試験場において、同試験場係員に対し、B子が同診断書を運転免許申請書等とともに提出して行使したものであり、罰金30万円の刑に処せられた。
所得税法等違反	医業停止1年6月	事務全般を掌理するA男と共謀の上、〇〇法人の業務に関し、法人税を免れようと企て、診療所の売上及びその収支を明らかにする帳簿を作成せず、かつ、売上金を他の法人名義の預金口座に入金するなどしてその所得を秘匿した上、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの同法人の所得金額の合計が〇億円あったにもかかわらず、法人税確定申告書を提出しないで納期限を徒過させ、もって、不正の行為により同法人の法人税額の合計〇〇〇〇万円を免れたものであり、懲役1年6月、執行猶予3年、罰金〇〇〇〇万円の刑に処せられた。
診療報酬不正請求	医業停止6月	平成〇年〇月から平成〇年〇月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を振替等により不正請求し、保険医の登録取消の行政処分を受けたものである。

医学生・医師に対する教育制度等について

年齢の目安

(18歳)

入学

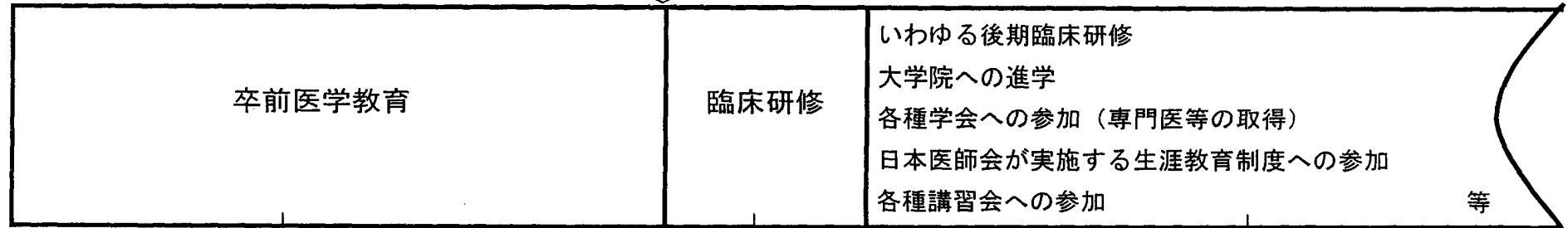


(24歳)

卒業・国家試験



(26歳)



卒業前医学教育

臨床研修

いわゆる後期臨床研修

大学院への進学

各種学会への参加 (専門医等の取得)

日本医師会が実施する生涯教育制度への参加

各種講習会への参加

等

医学教育

- ・ 医学部 (医科大学を含む。以下同じ。) 入学後、6年間の医学教育を受ける。
- ・ 臨床実習については大学附属病院等において2年程度行われる。

(モデル・コア・カリキュラム)

教育内容については、平成13年に、モデル・コア・カリキュラム (医学部が教育カリキュラムを作成する際の指針) が示された。

(「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」(文部科学省) が作成)

モデル・コア・カリキュラム

- 1 医の原則
 - 医の倫理と生命倫理
 - 患者の権利
 - 医師の義務と裁量権
 - インフォームド・コンセント
- 2 医療における安全性への配慮と危機管理 等

(共用試験の導入)

臨床実習に進む前に、臨床実習に必要な基本的な臨床能力 (態度・技能・知識) を評価する試験。(平成17年度より本格導入)

臨床研修

- ・ 平成16年度から、医師は2年以上の臨床研修が必修となった。

(臨床研修の基本理念)

臨床研修は、医師としての人格をかん養し、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

(臨床研修の到達目標)

- 医療人として必要な基本姿勢・態度
- 患者—医師関係
 - チーム医療
 - 安全管理
 - 医療の社会性 等

後期臨床研修

- ・ 一部の病院において、3～5年間程度の後期臨床研修を実施している。(専門医教育を目的とするもの、幅広い診療能力の修得を目指すもの等、その目的、内容は、様々である。)

学会

- ・ 医師は、任意に各種学会に所属し、学会での発表等、学習の機会を得ている。また、学会では専門的な知識、技術の高い医師を育成するため、専門医等の認定をおこなっている。(日本医学会に98分科会加盟)

生涯教育制度

- ・ 日本医師会では、昭和62年から生涯教育制度を実施し、医師の継続教育の推進を図っている。日本医師会が規定する基準を満たす者には、「生涯教育修了証」「生涯教育認定証」が付与される。

各種講習会

- ・ 各学会、団体等により、各種講習会が行われている。(臨床研修指導医講習会、院内感染対策講習会等)

新医師臨床研修制度について (概要)

1. 臨床研修の基本理念

臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身につけることのできるものであること。

2. 臨床研修病院

臨床研修病院は、単独型臨床研修病院、管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院として指定される。

臨床研修病院群は、管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設により構成される。

3. 臨床研修病院の指定基準

(1) 到達目標（別紙）が達成できる研修プログラムを有していること。

① 内科、外科及び救急部門（麻酔科を含む。）、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療については、必ず研修を行うこととし、研修期間はそれぞれの科目について少なくとも1月以上とすること。

② 原則として、当初の12月は、内科、外科及び救急部門（麻酔科を含む。）において研修すること。内科については、6月以上研修することが望ましい。

（例えば、当初の12月を内科6月、外科及び救急部門で6月研修し、小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療を各3月研修することなども考えられる）

③ 地域保健・医療については、へき地・離島診療所、中小病院・診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施施設等（臨床研修協力施設）のうち、適宜選択して研修すること。

※ 到達目標は、医療人として必要な基本姿勢・態度を定めた行動目標と経験すべき診察法・手技・症状・病態・疾患を定めた経験目標で構成

(2) 単独型臨床研修病院は、以下の要件を満たすこと。

① 原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の各診療科が標榜されており、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例や指導体制を有していること。

② 研修プログラム及び研修医の管理、評価等を行う研修管理委員会を設け、プログラム責任者が配置されていること。

③ 臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。

④ 常勤の指導医が、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の各診療科に配置されていること。

⑤ 指導医は、原則として、7年以上の臨床経験を有する医師であって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行う十分な能力を有していること。

- (3) 臨床研修病院は、医療法標準の医師数を有していること。
- (4) 臨床研修病院群においては、管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の連携により単独型臨床研修病院の基準を満たすとともに、相互に機能的な連携が図られていること。
- (5) 受け入れる研修医の数は、原則として、病床数を10で除した数又は年間入院患者を100で除した数を超えないこと。また、原則として、研修プログラム毎に複数の研修医を受け入れられる体制であること。

4. 研修医の処遇と募集について

- ① 研修医に対する適切な処遇が確保されていること。
- ② 原則として公募による採用が行われていること。

5. 臨床研修病院の指定手続等

- ① 臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、指定を受けようとする前年度の8月31日までに申請すること。平成16年度から新たに臨床研修を開始するために臨床研修病院の指定を受けようとする病院については、できる限り速やかに申請を願いたいこと。
- ② 臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、来年度の募集予定定員と、研修プログラムの写し等を厚生労働大臣に報告すること。
- ③ 臨床研修病院の管理者は、臨床研修を中断した研修医に対し、その理由、中断した時点までに受けた研修内容等を記載した中断証明書を交付すること。
- ④ 研修病院の管理者は、臨床研修が修了したと認めるときは、研修医に対し、臨床研修修了証を交付すること。また、臨床研修を修了していると認めないときは、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書で通知すること。

6. 当面の取扱い

新たな医師臨床研修制度の実施に向けた体制整備に伴い、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、平成19年3月31日までの間は、臨床研修病院の指定基準について、以下の取扱いとする。

- ① 受け入れる研修医の数については、おおむね、病床数を8で除した数を超えない範囲とすること。
- ② 医療法標準の医師数を有しているという規定を適用しないこと。
- ③ 指導医の臨床経験については5年以上とすること。
- ④ 上記の取扱いについては、平成19年3月31日までに臨床研修の実施状況を把握の上、当該取扱いを継続するか否かを含め、再検討を行うこと。

7. 検討規定

臨床研修に関する規定については、5年以内に臨床研修の実態及び状況等を踏まえた検討を行い、必要な措置を講ずること。

米国における医師に対する処分と再教育について

(概要)

米国では州毎に設立された Medical Board にて医師免許の管理がなされているが、Federation of State Medical Boards が医師法 (Medical Practice Act) の標準を以下のように示している。

1. 処分対象となる行為 (例示)

- 著しく誤った医療行為、著しい注意義務違反
- 資格を要する医療行為を無資格者にさせること
- 応召義務を患者の人種や国籍により果たさないこと
- 資格の認める範囲を超えた医療行為
- 許可なく医療情報を漏洩すること
- 犯罪への関与
- 医療情報の不適切な取り扱い
- 性的・身体的暴行
- 救急患者の救護義務違反
- 不必要または許可に基づかない医療行為
- アルコールや薬物の影響下での医療行為

等 42 種類の行為

2. 処分内容 (例示)

- 免許取消 (revocation)
- 免許停止 (suspension)
- 保護観察 (probation)
- 資格制限 (limitation)
- 戒告 (censure)
- 教育、訓練プログラムの受講 (satisfactory completion of an educational program)
- 罰金 (fine)

等 12 種類の処分

(出典) A Guide to the Essentials of a Modern Medical Practice Act,
Federation of State Medical Boards of the United States

米国ニューヨーク州における処分と再教育について（１）

（概要）

年間処分の内訳（2001年）

※州医師数は1998年現在70,257名
(2000年全米国勢調査)

自主的免許返納 (surrender)	97
免許取消 (revocation)	33
免許停止 (suspension)	101
保護観察 (probation)	32
戒告 (censure and reprimand)	44
失踪 (dismiss)	18
合計	325

処分理由

医療と直接関わりのない事案（窃盗や飲酒運転）から医療と関係のある事案（医療過誤や不適切な医療記録等）まで多岐にわたる

再教育

以下のように再教育に類する処分が行われている例がある。

- 指導医（特定分野の専門医等）の監督の下で一定期間の診療を義務づける場合がある。
- 定期的に医療内容、あるいは生活内容の報告を義務づける場合がある。
- 随時、医事委員会(State Medical Board)の訪問により診療記録等の査察を行う場合がある。
- 保護観察や免許停止の処分と同時に、分野（医療倫理、医療記録成、特定の診療分野）を指定し講習することを求めることがある。その場合は被処分者が適切な講習を探し、事前に医事委員会の承認を得る必要がある。
- 社会奉仕活動を義務づける場合がある。
- 戒告等の軽度の処分では再教育に類する処分を含まない場合もある。

その他

- 処分に係る詳細（被処分者氏名・住所、事由、処分内容等）は公表され、インターネットにより任意の医師の処分の有無と処分内容を検索することができる

(出典) New York State Department of Health
Office of Professional Medical Conduct
(<http://www.health.state.ny.us/>)

米国ニューヨーク州における処分と再教育について（2）

（事例）

事例1）医療に係る文書偽造（保険不正請求への関与）に係る処分

- 3年間の医業停止（suspension）
- 罰金 5,000 ドル
- 処分日から1年以内の職業倫理に係る生涯教育講座受講（内容については、医事委員会(State Medical Board)の事前承認を受けること）

事例2）患者との不適切な性的関係に係る処分

- 自主的免許返納と免許再申請しないことへの同意
- （再教育プログラム等の条件なし）

事例3）医療過誤（著しい注意義務違反：Gross Negligence）

- 1年間の医業停止（suspension）
- 処分日から1年以内に100時間の貧困地域におけるボランティア
- 処分日から1年以内に医療倫理と医療記録作成・保存に関する講習受講（内容については、医事委員会の事前承認を受けること）
- 処分日から1年以内に耳鼻咽喉分野の講習受講（内容については、医事委員会の事前承認を受けること）
- 医業再開後、3年間の保護観察（probation）
 - 四半期毎の医事委員会への近況報告

事例4）再免許（医療過誤による免許取消処分後の免許申請）

- 3年間の保護観察（probation）
 - 医事委員会の事前承認を受けた内科ないし家庭医学専門医の指導下での診療
 - 医事委員会による不定期の査察の受け入れ
 - 四半期毎の医事委員会への訪問及び近況報告
 - 年間25単位の生涯教育講座受講（一般医学分野）

事例5）飲酒運転

- 戒告（censure and reprimand）
- （再教育プログラム等の条件なし）

事例6）窃盗

- 3年間の医業停止（suspension）及び同時期の保護観察（probation）
- 半年毎の医事委員会への近況報告
- 処分日から1年以内の職業倫理講習受講（内容については、医事委員会の事前承認を受けること）